



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 R6-31	大館市比内町大葛字休間内沢 26 番 1	53/13	山林	0.08	R27.3.31	
	大館市比内町大葛字休間内沢 26 番 2	53/12		0.09		
集 R6-32	大館市比内町大葛字小棚沢 3 番	73/2,2-1		0.32		
集 R6-33	大館市比内町大葛字館ヶ沢 6 番 1	75/4,4-1,4-2, 4-3,4-4,4-5		0.70		
	大館市比内町大葛字大渡下段 76 番 13	76/32,32-1		2.23		
集 R6-34	大館市比内町大葛字田ノ沢 18 番 2	73/151		0.33		
集 R6-35	大館市比内町大葛字長部家後山根 36 番 5	74/175		0.02		
	大館市比内町大葛字館ヶ沢 6 番 23	75/37,37-1		0.33		
集 R6-36	大館市比内町大葛字大谷 59 番 1	59/5,5-1,5-2,5-3,5-4		0.21		

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。